

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：11601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730787

研究課題名(和文) 専門職団体による職域横断型ア kredィテーションの研究 - 米国の相談援助職を対象に -

研究課題名(英文) Accreditation systems beyond occupational fields by professional associations :
Case studies of Psychologists, Counselors, and Social workers in U.S.

研究代表者

丸山 和昭 (MARUYAMA, KAZUAKI)

福島大学・総合教育研究センター・准教授

研究者番号：20582886

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：米国のPsychologist、Counselor、Social workerのA kredィテーション・システムは、職域横断型の専門職の養成カリキュラムの質保証を、分野共通の能力設定と分野別の多様性に配慮した柔軟な認証基準によってまかなう先行事例として有効である。しかし、複数の認証団体・資格団体の協力的ないし競争を前提とした仕組みについては、職業資格の認定における米国型の分散システムと、日本型の集中システムの違いを踏まえた上で、日本社会への適用可能性を判断すべきといえるだろう。

研究成果の概要(英文)：American accreditation systems of Psychologists, Counselors, Social workers are helpful as preceding cases which assure the quality of professional education beyond occupational fields. Especially, their standards about core competences, and their consideration to diversity of practical fields are highly suggestive for Japanese counterparts. However, their systems based on cooperation or competition of multiple associations potentially cause troubles in Japanese cases. We should contemplate the difference between the Japanese centralized national qualifications and American decentralized state qualifications.

研究分野：教育社会学

キーワード：専門職 職域横断 A kredィテーション 米国 相談援助職

1. 研究開始当初の背景

(1) 現在、日本の高等教育においては、大学教育の質保障のための、効果的な外部評価システムの構築が喫緊の課題となっている。このような課題に対し、国内の高等教育研究の分野では、米国のアクレディテーション・システムが、大学ないし専門職団体によるボランティアな評価システムのモデルとして注目されてきた(前田早苗、2003、『アメリカの大学基準成立史研究』/福留東土、2007、『米国におけるアクレディテーションと連邦政府の関係』『COE 研究シリーズ』28)。

(2) 一方、日本の専門職養成の統制構造については、専門職団体だけではなく、多様なアクターのパワーバランスによって決定されることが、近年の教育社会学の分野で明らかにされてきた。代表的な研究成果としては、医師養成数の統制を専門職団体・政府・大学の3者の政治学として分析した橋本(2008、『専門職養成の政策過程』)や、同様の枠組みを国内11職種にて検証した橋本編(2009、『専門職養成の日本的構造』)が挙げられる。また専門職養成における政治への注目、国外の社会学における専門職研究の動向にも共通する。特に Abbott(1988, The System of Professions / 2005, "Linked ecologies", Sociological Theory 23.3)の研究は、専門職の発展を、国家・大学・隣接専門職との対立ないし合意によって進む、職域競合のシステムとしてモデル化することで、専門職の社会学的研究に幅広い影響を及ぼしている。

(3) 以上の研究動向を背景として、申請者は「臨床心理士」を対象に、専門職団体による大学教育の統制と、それが国家・大学・隣接専門職との関係に及ぼす政治的な影響について、事例研究を進めてきた。研究の結果として明らかにされたのは、臨床心理士養成におけるアクレディテーションのシステムが、「医療」の職域を巡る医師・厚生省との対立と、「教育」の職域を巡る大学・文部省との合意という、職域競合を背景として成立したという点である。

(4) 臨床心理士における養成システムの成立過程は、次の4点にまとめられる。第一に、医療にとどまらない幅広い職域での国家資格化をめざす日本の臨床心理学団体は、医療に限定された心理職資格を求める医師・厚生省側と対立関係にあった。第二に、医師・厚生省側との意見対立は、臨床心理学団体を文部省に近づける契機となった。第三に、スクールカウンセラー事業の拡大を背景に、文部省との間で臨床心理士養成の必要性について合意が形成された。第四に、合意の結果として、臨床心理学の専門学会を母体とする資格認定協会は、養成カリキュラム・教授団の構成を強く規定する「大学院指定制」の下

に、アクレディテーション・システムを確立した。

(5) しかし、臨床心理士の悲願である国家資格化は、2010年11月現在、未だに解決していない。現在、国家資格化の実現をめぐる問題の焦点は、心理学界内部の対立にある。一方は、現行の「臨床心理士」を踏襲して臨床心理学に比重をおいた職域に捉われない「理想的」カリキュラムを求める臨床心理士資格認定協会及び指定大学院の団体の立場である。もう一方は、医療における他専門職の前例を踏まえて医学と医療実習に比重をおいた「現実的」カリキュラムを認める医療・福祉分野の心理職、基礎心理学、及び現職の臨床心理士団体の立場である。心理職の養成システムをめぐる職域横断型と職域限定型の対立が、陣営を変え再び繰り返されている。

(6) このような職域横断型の専門職養成における他専門職および国家とのコンフリクトは、日本におけるソーシャルワーク資格の成立過程にも共通する。ソーシャルワーカーの専門職団体の目標は、職域に捉われない統一された資格・養成システムの確立である。しかし、厚生省内部の担当課間の争いや、医療専門職とのバランスへの配慮から、日本のソーシャルワーク資格は、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」に二分されることになった(京須希実子、2006、『福祉系国家資格制 定過程の研究』『産業教育学研究』36.1)。複数の職域、とりわけ「医療」と非「医療」の領域にまたがる日本の専門職にとって、職域横断型の養成システムの確立は、共通する困難な課題であるといえるだろう。

2. 研究の目的

(1) 以上のような課題を乗り越える上で、申請者が注目するのは、米国の相談援助職における職域横断型アクレディテーションの成立過程である。米国を調査対象とする理由は、相談援助職の専門職化が最も早く進み、職域を横断する専門職の事例や資料が他国に比べて豊富であるためである。日本の臨床心理士・スクールカウンセラー・社会福祉士は、米国において発展した専門職である Psychologist, Counselor, Social worker を基本的なモデルとしている。英国をはじめとする先進諸国でも、これら3職種に対応する相談援助職の成立は、米国において先行した専門職化の影響を受けてのものであった。特に、3職種すべてが医療・教育・福祉の職域を横断すると同時に、統一された専門職団体の下にアクレディテーション・システムを整備している国は、米国においてほかにない。このような、米国の3つの相談援助職における職域横断型アクレディテーションシステムの成立過程を明らかにすることで、日本における相談援助職の養成システムの構築における有益な示唆を得ることが、本研究の目

的である。

(2) 本研究が、研究期間内に明らかにしようとしているのは、米国の Psychologist、Counselor、Social worker に共通する職域横断型ア krediteーションのモデルと、その日本における有効性である。本研究では、以上の課題を明らかにするために、米国における3職種と日本の臨床心理士について、専門職団体、ア krediteーション団体の発行資料を対象とした分析と、関係者への聞き取り調査を行う。最終的には、日本において米国モデルを適用する際の有効性と限界を明らかにすることで、職域を横断する相談援助職の自律的な質統制のために、専門職集団が採りうる具体的な戦略を提示する。

3. 研究の方法

(1) 本研究の調査手法としては、各職種の専門職団体、ア krediteーション団体の発行資料の分析を中心とする。また、団体本部の訪問調査とヒアリングを実施する。前者は、ア krediteーション・システムの成立過程を歴史社会的に明らかにする手法であり、後者はア krediteーションの運用にあたって各専門職が直面する現代的な課題を明らかにする質的な手法である。本研究では、職域横断型ア krediteーションの確立において先行する米国社会を対象とする点、および現代の日本の相談援助職が抱える課題への具体的な示唆を求める点から、歴史的アプローチと質的な聞き取り調査を併せて用いることが適当であると考えられる。

(2) 各職種の調査対象は、次の通りである。まず Psychologist の専門職団体は American Psychological Association (APA) である。Psychologist のア krediteーション団体としては APA 内の組織である APA-CoA (Commission on Accreditation) を対象とする。次に Counselor の専門職団体は American Counseling Association (ACA) である。Counselor のア krediteーション団体としては CACREP (Council for Accreditation of Counseling and Related Educational Programs) を対象とする。最後に Social worker の専門職団体は National Association of Social Workers (NASW) である。Social worker のア krediteーション団体としては CSWE (Council on Social Work Education Office of Social Work) を対象とする。

(3) 日本の臨床心理士の養成システムとの比較にあたっては、専門職団体(日本心理臨床学会、臨床心理士資格認定協会、臨床心理士会)の発行資料を用いるとともに、実際の養成課程において米国モデルを活用する上での有効性と限界について、臨床心理士養成に関わる大学教員を対象とした聞き取り調

査を行う。

(4) 実際のスケジュールとして、計画の初年度にあたる平成23年度は、米国の3職種における職域の広がり、教育要件、ア krediteーション基準に関する調査・資料収集を行った。また、日本における心理職の養成システムの成立過程について、教育、産業、医療の三領域に注目し、職域横断型の専門職が抱える課題を整理した。計画の2年目にあたる平成24年度は、引き続き米国の3職種についての調査・資料収集を進めるとともに、比較対象を米国の他の専門職種へと拡大した。また、日本における心理職の養成システムの成立過程について、学術団体が発行する資格(学会資格)と国家資格との関係に注目し、学会資格が国家資格化を目指す際に抱える課題を整理した。計画の3年目にあたる平成25年度は、これまでの調査結果に基づき、米国の3職種の比較を行い、その成果を東北教育学会において発表した。計画の最終年度にあたる平成26年度は、前年度にまとめた米国の3つの事例の共通項を比較軸として、日本における「公認心理師」法案が国会に上程されるまでの政策過程を分析し、その成果の一部を日本高等教育学会において発表した。

4. 研究成果

(1) 本研究が対象とした3職種は、職域横断型ア krediteーションの成立過程において、次のような共通項を有していた。まず3つの職種の起源は、Psychologist ではアカデミックな心理学の研究、Counselor では青少年を対象とした職業相談、Social worker では慈善活動・セツルメント運動とそれぞれ異なるが、教育、医療福祉、公務、独立自営と職域を広げるなかで、職務の重複が進んでいった。2012年時点での各職種の職域分布は以下の表に示す通りであった。3職種は類似の職場・職務を巡る競合関係にあるが、3職種が同一の機関に併せて雇用されるケースも少なくない。それぞれの専門性を活かした職務を優先しつつ、重複する部分については協力・連携が重要であるとの認識が、職業団体のレベルでも共有されている。

	独立自営	教育	医療福祉	公務
Ps	26.5%	31.4%	28.6%	10.3%
Co	5.7%	34.2%	46.2%	10.7%
Sw	1.0%	7.9%	53.8%	31.1%

また、いずれの職種も発展の過程において州レベルでの資格制度を拡大していった。ただし、資格要件は州によって異なり、特に本研究が対象とした3職種では、職域によって必要とされる教育要件に差が見られた。たとえば、Psychologist では Clinical、Counseling 分野では博士学位が一般的な要件であるが、

School、Industrial & Organizational 分野では修士学位を認める州も多い。Counselor では、一般的な学歴要件は修士レベルであるが、被雇用身分の Career Counselor には資格そのものが求められない場合も多く、また Substance Abuse Counselor の場合には高卒レベルでの雇用もある。Social worker では学士卒が一般的な入職レベルの教育要件であるが、School Social worker、Clinical Social worker の場合には修士レベルの教育が求められることが多い。

(2) 次に、本研究が対象とした3職種のアクレディテーション団体(APA-CoA、CACREP、CSWE)は、それぞれの全米レベルの専門職団体(APA、ACA、NASW)との密接な関係のもとに発展してきた歴史を持つ。いずれも CHEA (Council for Higher Education Accreditation) の認証を受ける団体であり、APA-CoA については更に連邦教育省の認証も併せて受けている。3団体とも複数の職域に関わる専門職養成プログラムの認証を行っているが、先にあげた職域別の資格要件の多様性の全てが3団体の認証範囲に含まれるわけではない。たとえば APA-CoA の認証範囲は Clinical、Counseling、School を中心とした領域であり、認証対象となるプログラムは、博士課程、インターンシップ、卒後研修である。CACREP の認証は6つの専門分野と指導者養成を目的としたもので、修士課程、博士課程が対象となる。CSWE の認証は23の重点領域を対象に、学士課程、修士課程が範囲となる。2014年現在の各団体の認証プログラム数は以下の通りであった。

	認証プログラム	認証数
APA-CoA	博士プログラム	378
	インターンシップ	962
	卒後研修プログラム	95
CACREP	博士プログラム	576
	修士プログラム	63
CSWE	修士プログラム	242
	学士プログラム	511

以上のような米国の3職種について、2014年現在でのアクレディテーション基準の比較の結果、次のような共通項が明らかにされた。まず横断型のアクレディテーションとして、全分野に共通して求める能力の内容がカリキュラム基準に組み込まれていた。たとえば、APA-CoA の博士プログラム認証では、「心理学の幅広さへの理解」など5つの項目が、全てのプログラムに共通して含まれるべき領域として提示されていた。CACREP の修士プログラム認証では、「専門家としての態度と実践上の倫理」など8つの項目が、コモンコアカリキュラムとして求められていた。CSWE の教育プログラムでは、学士・修士に共通のコアコンピテンシーとして「プロとしての認識・行動」など10の項目が示されていた。

(3) ただし、アクレディテーション基準における分野間の多様性への対応については、団体別に違いが見られた。APA-CoA の基準では、各機関が提供する専門分野の知識、技術、コンピテンスを、各分野の蓄積、及び最新の研究成果に照らしてプログラムに組み込むことが求められているが、詳細な分野別能力の記載はない。CSWE の基準でも、修士レベルにおいて各機関における重点領域別にコアコンピテンシーを発展させることが求められているが、各重点領域別の詳細な能力の基準はない。これに対し CACREP の基準では、修士レベルの教育において、コモンコアカリキュラムに加え、専門6分野の学生がそれぞれ身につけるべき知識、技術・実践が詳細に示されている。一方、各分野での実践家を養成するにあたって、スーパービジョンを前提とした長期にわたる専門別の実践経験が養成プロセスの中に組み込まれている点は、APA-CoA、CACREP、CSWE の基準に共通していた。

(4) もう一つ、3職種の共通項として、APA-CoA、CACREP、CSWE 以外にも、分野別の認証団体・資格団体が存在しているとの点を指摘しておきたい。Psychologist では、NASP (National Association of School Psychologists) が、教員養成のアクレディテーション団体である NCATE (National Council for Accreditation of Teacher Education) の専門組織の一つとして、School Psychologist の養成課程の認証を行っている。Counselor については、CACREP が認証する専門6分野の一つに Marriage, Couple and Family の分野があるが、これについては同分野の専門職団体である AAMFT (American Association for Marriage and Family Therapy) が行う認証活動と重なるところが大きい。Social worker では、Clinical 分野の資格団体として ABECSSW (American Board of Examiners in Clinical Social Work) が、最高度の教育、訓練、経験を有する個人に対しての資格認定を行っている。このような、認証団体・資格団体の多元化は、特に Psychologist のアクレディテーションに関わって、現在進行形で進んでいる。Psychologist 養成プログラムの認証団体としては、1995年に PCSAS (Psychological Clinical Science Accreditation System) が、Clinical psychology 分野の科学教育の向上を掲げて発足した。PCSAS は、2012年には CHEA 認証を獲得しており、更に2014年にはデラウェア州、イリノイ州における Psychologist の資格認定の要件として APA-CoA と同等の扱いを受けるなど、認証機関としてのプレゼンスを高めている。

(5) 以上のような、米国の職域横断型アクレディテーションの事例研究から得られる

知見をまとめると、以下の3つとなる。第一に、対象とする職域すべてに共通して必要な能力を抽出し、ア krediteーション基準のなかに組み込んでいるとの点である。第二に、分野別の多様性に対する配慮の手法は複数存在するとの点である。具体的には、共通能力とは別に分野別の能力基準を定める方法と、分野別の能力基準は特に定めずに養成機関の特質に応じる方法、及びスーパービジョンを前提として分野別の長期の実務経験を養成プロセスの中に組み込む方法があった。そして第三に、一つの団体が職業全体の質保証を担うわけではないとの点である。本研究が対象とした3職種では、職域横断型のア krediteーション団体と、分野別の認証団体・資格団体が並立していた。これら複数の認証団体・資格団体の協力ないし競合関係が、多元主義的な米国の専門職養成システムを支えているといえるだろう。

(6) 以上の三点を比較軸として、日本における臨床心理士の養成プログラムの発展、及び「公認心理師」法案が国会に上程されるまでの政策過程を分析すると、次のような共通点がある。第一の職域横断型の能力の抽出、及び第二の分野別の多様性に対する配慮は、日本の臨床心理士の養成プログラムの整備の過程でも継続的に模索されてきた課題である。近年では、「公認心理師」法案の実現に向けた心理学関連の諸学会の調整の成果として、学部カリキュラムの参考モデル(2010年)及び大学院の共通カリキュラム案が、共通して修得すべき能力のリストや、各分野の学外専門機関での実習を組み込んだ形で提示されている。また第三の複数の認証団体・資格団体の存在も、米国と日本に共通する点である。日本における心理職養成についても、臨床心理士資格認定協会のみならず、学校心理士認定運営機構、臨床発達心理士認定運営機構など、複数の認証団体・資格団体が並立している。

(7) 同時に、本研究で扱った事例における米国の専門職養成システムの歴史と、日本の臨床心理士、公認心理師の国家資格をめぐる議論には、職業資格制度をめぐる基本的な相違がある。すなわち、各職種の職業資格の認定において州法にもとづく分散型のシステムを基本とする米国と、中央官庁が所管する集中的な国家資格法の制定を理想とする日本の違いである。

(8) 分散型のシステムを有する米国において、職業資格の法制化の問題は、州レベルに分割可能であり、法制化の影響も各州内に止まる。そのため、複数の認証団体・資格団体が競合したとしても、いずれかの州における資格法制の成立ないし変更が、いずれかの団体の存廃に直接につながる可能性は低く、団体間の競合の調整についても多様な手法が

採用可能となる。

(9) これに対し日本の国家資格における集中型のシステムでは、職業資格の法制化の問題を地域別に分割・限定することは、少なくとも心理職資格についてはほとんど想定されていない。職域横断型の「臨床心理士」資格と、医療分野に限定された「医療心理師」資格という、「二資格一法案」による職務別の分割の試みは行われたものの、臨床心理士の業務範囲が医療を包含することへの医療心理師側(主に精神科医)の反対、すなわち分割の不徹底に対する反対から実現には至らなかった。「公認心理師」法案は、この二資格一法案への反省を踏まえた利害関係者間の調整の成果であるが、法案が提出された2014年現在の段階でも、法案のあり方を疑問視する声が、臨床心理士資格認定協会等の関係団体の中に根強く残っている。

(10) つまり日本の心理職の国家資格化の問題は、国家資格における集中型のシステムを理想としながらも、米国の職域横断型の専門職と同様に、複数の認証団体・資格団体が競争的に並立したことに特徴がある。その結果として、資格法制のあり方が、各団体の利害・存立と直接にかかわりやすく、団体間の競合の調整にも長期の年月を要することになったと考えられる。総じて、米国の Psychologist, Counselor, Social worker のア krediteーション・システムは、職域横断型の専門職の養成カリキュラムの質保証を、分野共通の能力設定と分野別の多様性に配慮した柔軟な認証基準によってまかなう先行事例として有効であるが、複数の認証団体・資格団体の協力ないし競合を前提とした仕組みについては、職業資格の認定における米国型の分散システムと、日本型の集中システムの違いを踏まえた上で、日本社会への適用可能性を判断すべきといえるだろう。

(11) 以上のような本研究の成果について、国内外における位置づけとインパクトは次のようなものであると考える。従来、専門職養成のア krediteーション研究は、教員養成と教育界、ビジネススクールと実業界など、職業と職域の対応関係の強い専門職を事例として研究が進められてきた(福留東土、2003、「専門職教育の構築課程に関する一考察」『大学論集』33/佐藤仁、2008、「機関の多様性を尊重した専門分野別第三者評価の仕組み」『大学探究 琉球大学 大学評価センター・ジャーナル』1)。これに対し本研究の成果は、職域が分散する専門職に注目する点において、独創性を有している。また本研究では3つの専門職を比較することで、特定の専門職の文脈に限定されない、職域横断型ア krediteーションの共通項を明らかにした。同時に、米国モデルと日本の臨床心理士の事例を比較することで、職域横断型アクレ

ディテーションの有効性と限界について考察をおこなった。特に、集中型の国家資格を理想とする日本の風土の中で、米国同様の複数団体による競争的な認証制度を採用することが、いかなる影響を専門職養成にもたらすのかについて具体的な事例をもとに考察した点は、職域横断型の専門職のみならず、その他の専門職養成の質保証についても示唆を与えるものであると考える。

(12) 本研究の知見を踏まえたうえで、今後研究を進展させていくためには、日米ともに、職域横断型の認証団体と、職域別・専門分野別の認証団体の協力及び競合関係と、そのような複数団体の並立が専門職養成に及ぼす影響について、事例研究を継続して進める必要がある。日本国内については、引き続き「公認心理師」の資格化をめぐる政策決定・実施・評価の段階を、臨床心理士資格認定協会と、それ以外の認証団体との相互作用に焦点をあてて注視していきたい。また米国については、デラウェア州、イリノイ州における資格要件の変更が、どのような APA-CoA と PCSAS との相互作用を背景に進められたのかについての、より詳細な政策過程が注目される。これら日米の心理職資格をめぐる政策過程について、同時代史として把握し、比較することで、職業資格の認定における日米の構造の相違をより精緻に明らかにしていくことが、今後の研究の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

丸山和昭、白旗希実子、橋本鉦市、「次世代専門職」のアクレディテーションと能力基準 - 米国のカイロプラクティック、家族療法、葬儀サービスを事例として - 』、『福島大学 総合教育研究センター紀要』、査読無し、15巻、2013、9-16

<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/bitstream/10270/3855/1/16-165.pdf>

[学会発表](計5件)

丸山和昭、「公認心理師」の政策過程に向けて 』、日本高等教育学会(研究交流集会) 2014年12月6日、東北大学

丸山和昭、白旗希実子、橋本鉦市、「米国における職域横断型アクレディテーションの研究 - Psychologist, Counselor, Social worker を事例として - 』、東北教育学会、2014年3月8日、東北大学

丸山和昭、「臨床心理士の成立過程・現状 』、図書館情報学会(シンポジウム招待講演) 2013年3月16日、東京大学

丸山和昭、白旗希実子、橋本鉦市、「次世代専門職」のアクレディテーションと能力基準 - 米国のカイロプラクティック、家族

療法、葬儀サービスを事例として - 』、東北教育学会、2013年3月9日、仙台白百合女子大学

- ⑤ 丸山和昭、「学会資格と国家資格 「心理師」構想を巡る心理諸学会の対応を中心に 』、日本教育社会学会、2012年10月27日、同志社大学

[図書](計1件)

丸山和昭、大学教育出版、『カウンセリングを巡る専門職システムの形成過程 - 「心」の管轄権とプロフェッショナリズムの多元性 - 』、2012、185

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 和昭 (MARUYAMA KAZUAKI)

福島大学・総合教育研究センター・准教授

研究者番号：20582886